

例
一致
条決
全会可

パートタイム就労も保育園利用可能に
就労実態に合わせ「保育短時間」設定

それぞれの家庭の就労実態に
て、利用することが可能な最大
の枠として「保育必要量」を設
定します。

【保育標準時間】

- ・フルタイムの就労を想定
- ・1カ月あたり120時間以上の就労
- ・利用可能な時間帯は最大11時間

【保育短時間】

- ・パートタイムの就労を想定
 - ・1か月64〜120時間未満の就労
 - ・利用可能な時間帯は最大8時間
- ※利用可能な時間帯を超えた場合は、延長保育となります。

子ども課 889-7028

パートに行くとき子どもを預かる人がいない。



両親どちらかがパートタイムの共働き世帯、パートタイムのひとり親世帯でも保育園が利用できます。

保育標準時間

(延長保育)

← 最大11時間※ →
(利用可能な時間帯)

(延長保育)

保育短時間

(延長保育)

← 最大8時間※ →
(利用可能な時間帯)

(延長保育)

※開所時間及び延長保育の時間は各施設によって異なります

医療費助成の拡充
難病・特定疾病の対象拡大

難病や子どもの慢性疾病は医療費助成の対象とならない病気がありました。平成27年から医療費助成の対象が拡大されます。

新たな医療費助成制度ができたことで、本町の子ども医療費助成条例も改正します。

【指定難病】

- ・自己負担は2割に引き下げ
 - ・所得に応じた負担上限額を設定
- 【小児慢性特定疾病】
- ・就学している子どもの自己負担は3割から2割に引き下げ
 - ・自己負担額は難病の2分の1

指定難病 小児慢性特定疾病

56疾病

514疾病

平成27年1月1日

110疾病

704疾病

第1次実施

平成27年夏

約300疾病

第2次実施

教育委員など行政委員
6人決まる 全会一致

教育委員

平田 峯子 氏(本部)

教育委員会の構成員で、教育や文化、スポーツ等の施策を展開します。

人権擁護委員

仲村 博幸 氏(津嘉山)
金城 宏伸 氏(津嘉山)

人権侵略による被害者の相談などに応じます。また、人権に関心を持つよう啓発活動を行います。

固定資産評価委員

大城 徳明 氏(兼城)
仲里 安則 氏(宮城)
城間 眞一 氏(津嘉山)

独立した第三者的な立場で、町長が決定した固定資産の評価額を適正化審査します。